

平成25年度税制改正に関する重点要望事項

平成24年6月
日本税理士会連合会

1. 税制に関する災害基本法を制定すること。(建議・要望項目1)

近い将来においても、大規模な災害が発生することが予想されているわが国において、東日本大震災のような大規模かつ広域にわたる災害に備え、災害発生時に迅速に対応できる体制は不可欠である。特に国の中枢機関が集中する首都圏において大規模な災害が発生した場合は、災害対応への遅れや情報伝達の遅延が予想される。そのような場合に備え、災害対策基本法が既に制定されているが、税制に関しては、被災者の公的徴収金の減免等が規定されているのみである。過去の経験を踏まえ、災害の予防、応急対策及び災害復旧の各段階における基本的な税制上の支援措置を体系的に明確にすべきである。

2. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。(建議・要望項目4)

損益通算制度は、所得の種類を問わず適正な担税力に応じて課税するという課税原則の基本理念を実現するための制度であるにもかかわらず、平成16年度の改正により土地建物等の譲渡損益の他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除制度が廃止されたため、担税力を失った部分にも課税することになってしまった。このことは、税制の基本である「応能負担原則」に著しく反している。

さらに、この損益通算の規制と損失の繰越し控除の規制によって、事業運営不振を補てんするため等の遊休不動産の売却による流動化が阻害され、経済活性化への一層の足かせとなっている。

したがって、土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。

3. 青色申告者の純損失の繰越控除期間等を延長すること。(建議・要望項目11)

青色申告書を提出した年分の純損失については、現在3年間の繰越控除期間が設けられている。平成23年度税制改正により、青色申告法人の欠損金の繰越控除期間が7年から9年に延長され、増額更正及び減額更正並びに更正の請求に係る期間が原則として5年で統一されることとなった。これらの期間と比較すると、青色申告者の純損失の繰越控除期間が3年であることは均衡を失っている。したがって、青色申告者の純損失の繰越控除期間を少なくとも5年に延長すべきである。

また、上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間及び雑損失の繰越控除期間も併せて延長すべきである。特に、大震災による雑損失については、特別な配慮が必要である。

4. 役員給与の損金不算入規定のあり方を見直すこと。(建議・要望項目13)

平成18年度税制改正以降、役員給与が損金算入される場合と損金不算入となる場合についてQ&Aや質疑応答事例などによって、税務行政庁がその取扱いを公表してきたところである。

しかし、租税法律主義の原則からは、納税者の法的安定性と予測可能性を十分担保した取扱いとはなっていない。

したがって、法人税法において役員給与は原則損金算入であることを前提に、損金の額に算入されない役員給与をさらに明確かつ具体的に規定すべきである。

また、利益連動給与については経営者の手腕が大きく影響する中小企業にこそふさわしい支給形態であるため、事前に役員給与の計算方法について税務署長の承認を受ける等の恣意性を排除するための措置を講じたいうで、同族会社を除くすべての法人に対して認めるべきである。

5. 交際費課税における交際費等の範囲を見直し、社会通念上必要な交際費等の支出は原則として損金算入するとともに、定額控除限度額内の10%課税制度は即時に廃止すること。(建議・要望項目18)

交際費であっても事業活動に必要なものは金額の多寡にかかわらず損金算入されるべきであり、金額基準等により形式的に交際費等かどうかを判断すべきものではない。

したがって、交際費等の範囲を見直し、例えば、社会通念上必要とされる慶弔費等は交際費課税の対象外とするなど、本来の交際費課税の趣旨に即したものとすべきである。

6. 消費税のあり方について次のとおり見直すこと。

(1) 基準期間制度を廃止または抜本的に見直すこと。(建議・要望項目 19)

前々年又は前々事業年度を基準期間として当該課税期間の納税義務を判定する現行の制度では、その課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者となったり、反対に、その課税期間の課税売上高が 1,000 万円以下であっても納税義務が生じたりするような不合理な現象が生ずることのほか、多額の課税売上げがあっても 2 年間は免税事業者となることが可能である。

平成 23 年度税制改正において、後者を是正する措置が講じられたが、この改正によっても、設立当初から多額の課税売上高を有する事業者の最初の課税期間については、免税事業者となることが可能であり、根本的な解決策となっていない。

また、免税事業者が多額の設備投資を行い、消費税の還付を受けようとする場合、課税期間開始前に「課税事業者選択届出書」を提出しなければならないが、この取扱いがすべての免税事業者に周知・理解されず、提出に係る判断が困難であることから、届出書の事前提出を行わず、本来受けられるべき消費税の還付を受けられていない事例は少なくない。

こうした弊害を解消するために、納税義務を判定するための基準期間制度を廃止するか、課税事象者又は免税事業者となるための要件を根本的に見直すべきである。

(2) 仕入税額控除の要件とされている帳簿の記載は、一定の要件を満たす請求書等を保存している場合は簡略化すること。(建議・要望項目 21)

仕入税額控除の要件として、記載要件を満たした帳簿及び請求書等の両方の保存を義務付けていることから、事業者の事務負担が過重になっている。

この要件については、まず「請求書等の保存」を中心として位置付け、請求書等に不備がある場合に限り帳簿に補完のための記載を求めることとすれば、帳簿の記載要件を緩和しても課税取引の事実の検証は十分に可能である。

したがって、記帳実務の実態や事務負担に配慮して、仕入税額控除の要件である帳簿への記載事項を簡略化すべきである。

7. 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること。(建議・要望項目 30)

少額減価償却資産の損金算入制度における取得価額基準は 10 万円未満とされ、20 万円未満の減価償却資産については 3 年間にわたって損金算入を行う一括償却資産制度がある。さらに、中小企業者に対しては、平成 26 年 3 月までの間、年間の損金算入金額の上限を 300 万円として取得価額 30 万円未満の減価償却資産につき取得時に全額損金算入することが認められている。

しかし、税制の簡素化の観点から、これらの制度を統合して少額減価償却資産の取得価額基準を 30 万円未満とすべきである。

8. 非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度における諸要件を緩和すること。(建議・要望項目 25)

非上場株式等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の利用が低調である。まず、経営承継円滑化法で認定された会社となるための事務手続が煩雑である。次に、80%の雇用確保要件を維持するために、かえって経営の継続が困難となるのではないかと懸念する経営者もいる。さらに、納税猶予が打ち切れ猶予された税額に猶予期間に係る利子税を合わせて納付しなければならないが、万が一の場合の税負担も制度選択を躊躇させる要因となっている。

制度が広範に利用されるためにも、諸要件の緩和が必要である。

9. 国税通則法の目的を改正し、納税者憲章を早期に成立させること。(建議・要望項目 35)

平成 23 年度税制改正法附則第 106 条の趣旨を踏まえ、国民主権のための法治国家にふさわしい税制の構築と税務行政に対する信頼性確保の観点から、早急に国税通則法第 1 条に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、併せて納税者憲章を制定すべきである。

なお、納税者憲章の設置根拠は国税通則法に置くこととし、同法上に法定記載項目として「納税義務は法律の定めるところによること」、「行政手続は適正に行われるべきこと」、「行政運営における透明性の向上」、「国民の行った手続は、誠実に行われたものとしてこれを尊重すること」等の実質的に納税者の権利利益の保護と納税者の義務に関する項目を掲げるべきである。